

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 15 条第 3 項の規定により、水運用管理システムほか設備更新・維持管理事業に係る事業契約の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 3 日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

1 公共施設等の名称及び立地

主な整備対象となる設備が設置されている施設が立地する所在地は、以下のとおり

施設名称	立地する所在地
家原寺配水場 (配水管理センター)	堺市西区家原寺町2丁21番1号
菅生配水池	堺市美原区菅生658番地
浅香山配水場	堺市堺区香ヶ丘町5丁1番21号
桃山台配水場	堺市南区桃山台1丁4番2号
岩室配水場	堺市南区晴美台1丁2番1号
岩室高地配水場	堺市南区晴美台1丁36番10号
陶器配水場	堺市中区陶器北416番地1
東山制御所	堺市中区東山47番地1
水質モニター	※詳細は要求水準書に記載

2 選定事業者の商号又は名称

大阪府堺市北区百舌鳥梅北町四丁 2 7 番地 ヴィラ 富貴 I - 3 0 4 号

さかいウォーターフロンティア株式会社

代表取締役 中静 由浩

3 公共施設等の整備等の内容

水運用管理システム等を整備、各設備完成後は市に所有権を移転した上で、事業者が保守点検、運転管理及び巡視点検等の維持管理を行う。

4 契約期間

令和 8 年 3 月 3 0 日から令和 2 6 年 3 月 3 1 日まで

5 契約金額

金 8, 580, 000, 000 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税 金 780, 000, 000 円)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第5章 契約の終了

第2節 契約の解除

(事業者の債務不履行等による契約の解除)

第82条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 事業者が、工事開始(着工)予定日を過ぎても本件工事を開始せず、かつ市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該遅延について事業者から市に合理的な理由にもとづく説明がない場合。

(2) 事業者による本件業務の遂行が、契約書等に規定する条件に合致せず、かつ、市による是正要求後、定められた期間を経ても改善が見られない場合。

(3) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日までに維持管理業務が開始されず、かつ維持管理開始予定日以後も相当の期間内に維持管理業務を開始する見込みがないと合理的に認められる場合。

(4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本件施設引渡予定日から30日が経過しても本件施設の引渡しができず、かつ事業者から本件施設の引渡見込時期の合理的な理由にもとづく説明がない場合。

(5) 事業者が、本件業務の全部又は一部の遂行を放棄し、又は維持管理業務については1年間に連続して60日以上にわたり、本契約等の内容に従った維持管理業務その他維持管理期間中の業務を行わない場合。

(6) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者(事業者の取締役を含む。)によりこれらの申立てがなされた場合。

(7) 事業者又は代表企業を含む構成企業又は協力企業等のいずれかが、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の申立てを行った場合又は第三者(代表企業を含む構成企業又は協力企業等の取締役を含む。)によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく債務の履行が不可能又は著しく困難であると認められる場合。

(8) 事業者が報告書等に著しい虚偽記載を行った、又は虚偽記載を繰り返した場合。

(9)第 111 条又は第 112 条の規定に重大な違反があった場合。

(10)前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約等に違反し、その違反により本契約等の目的を達することができないと認められる場合。

(11)その他事業者が重大な法令違反を行う等市の信用を失墜せしめた場合

(談合その他の不正行為に係る市の解除権)

第 83 条 市は、事業者の代表企業を含む構成企業が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)構成企業が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反し、又は構成企業若しくは構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、構成企業と事業者団体を併せて以下「構成企業等」という。）が独占禁止法の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法第 7 条の 2 第 1 項（同法同条第 2 項及び同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）、同法第 7 条の 9 第 1 項若しくは同法同条第 2 項又は同法第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2)納付命令又は独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同法同条第 2 項（同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法 8 条の 2 第 1 項若しくは同法同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、事業者団体ではなく構成企業に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において本契約に関し、独占禁止法の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本契約に係る入札（提案書類の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、本契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)構成企業の役員又はその使用人について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

(5)不正行為を行ったことが本契約締結後に発覚し、これにより、本事業を事業者との間

で継続することが社会通念に照らして許容されないと認められたとき。

(談合その他の不正行為に係る違約金)

第 84 条 事業者は、本契約に関して前条各号のいずれかに該当するときは、市が本契約を解除するか否かを問わず、かつ市が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。また、本契約の効力発生後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の 100 分の 20 に相当する額の違約金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)前条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他市が特に認める場合。

(2)前条第 4 号のうち、事業者の代表企業を含む構成企業（事業者の代表企業を含む構成企業が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、当該者について同法第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定したときを除く。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 事業者は、契約の履行を理由として、第 1 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項の規定は、市に生じた実際の損害額が違約金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。事業者が違約金を支払った後に、実際の損害額が違約金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。

(引渡し前の解除の効力等)

第 85 条 本件施設の引渡し完了前に第 82 条及び第 83 条に基づき本契約の全部又は引渡しの完了していない本件施設にかかる業務に関する部分が解除された場合、引渡しの完了していない本件施設にかかる業務のサービス対価に関する市の支払債務は遡及的に消滅する。なお、本件施設の一部について引渡しを完了している場合、市は、引渡し完了済みの業務に相当するサービス対価を支払う。この場合、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

2 本件施設の引渡し完了前に第 82 条の規定に基づき本契約が市により解除された場合には、事業者は、市に対して、別紙 4-2「サービス対価の支払額及びスケジュール」のサービス対価 A に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 18 条の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は当該契約保証金又は担保をもって、違約金支払請求権に対する弁済として充当することができる。

3 第 1 項第 1 文の場合、市は、同項にかかわらず、本件施設の出来形部分が存在すると

きには、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い（ただし、第 68 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を買受代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、市は買受代金を支払う義務を負わず、また、事業者は、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、本契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の利息を付した額を、市に返還しなければならない。）、その所有権を取得することができる。市は、必要があると認められるときはその理由を事業者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。買受代金額は、市の査定額とするが、市と事業者の合意がある場合、第三者による時価評価額をもって買受代金額とすること（以下「鑑定方式」という。）もできる。ただし、鑑定方式の採択は、市又は事業者が相手方に鑑定方式を書面で提案してから 1 か月以内に、市及び事業者の合意により鑑定評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、鑑定方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、これを買受代金額から控除することとする。

4 第 1 項又は前項の場合、市は、引渡し済み部分の業務に相当するサービス対価支払債務及び当該出来形部分又は既調達部分の買受代金支払債務と第 2 項の違約金支払請求権又は第 5 項の損害賠償請求権等の市が事業者に対して有する請求権を相殺することができる。

5 第 2 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、第 3 項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。

6 第 3 項の場合において、市が工事の進捗状況その他の諸般の事情を考慮して事業者が建設した本件施設の出来形を取り壊すことが妥当であると判断して事業者にその旨を通知した場合、事業者は自己の責任と費用負担により市の通知に従って取り壊し等を行った上で、速やかに本件施設用地を原状に回復した上で市に明け渡さなければならない。

7 前項の場合、事業者が正当な理由なく速やかに前項の取り壊し等の工事その他の原状回復のために必要な措置を行わないときは、市は事業者に代わって当該措置を行うことができる。市はこれに要した費用を事業者に求償することができる。事業者は、市の当該決定について異議を申請することができない。

（維持管理期間中の解除の効力等）

第 86 条 維持管理期間に第 82 条及び第 83 条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された業務に対応する別紙 4-2「サービス対価の支払額及びスケジュール」のサービス対価 B に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の 100 分の 10 に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。当該違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場

合において当該増加費用及び損害の額が本項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができる。なお、契約保証金の違約金等への充当に関する第 85 条第 2 項の規定は本条において該当する部分について準用する。

2 市は、第 1 項に規定される解除の場合において、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価 B（当該解除時点までに履行された支払期限未到来の維持管理業務に係る対価）を事業者へ支払う。支払いに当たっては、第 1 項の違約金等の残額と相殺することができる。

3 市は、第 1 項に規定される解除の場合において、本件施設が本契約等の内容を満たしているかを判断するため、終了前検査を行う。市は、検査の結果、本件施設が本契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本件施設の修繕を求めることができ、事業者は速やかに修繕しなければならない。なお、事業者の提案により修繕でなく更新することを妨げるものではない。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、第 79 条第 2 項から第 4 項に従う。

4 第 85 条第 5 項の規定は本条第 1 項に定める違約金に関しても適用する。

5 市は、第 1 項に規定される解除以降、すでに本契約に基づいて得た本件施設の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

#### （モニタリングによる契約の解除）

第 87 条 維持管理期間中、別紙 7「モニタリング及びサービス対価の減額等について」に定めるモニタリングの結果、連続する 4 回の四半期を超えて減額が行われた場合又は維持管理業務を担う者の変更に応じない場合は、市は事業者に通知することにより、通知の日から起算して 6 カ月以内に本契約を解除することができる。ただし、本条の定めは、本契約に定める他の条項に基づく本契約の解除を妨げるものではない。

2 前項の規定により本契約の一部が解除された場合、当該解除がなされた四半期の維持管理業務に係る対価は、当該四半期のうち解除後の期間（解除した日を含む。）について、当該四半期の維持管理業務の内容に応じて協議した金額とする。

#### （市の債務不履行等による契約の解除）

第 88 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においても、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保有する。

(1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから 2 か月経過しても当該支払義務を履行しない場合。

(2) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）の履行を怠り、事業者から催告を受けてから 30 日を経過しても当該不履行が是正されない場合。

(3)前2号の事由を除く、市の責めに帰すべき事由により、事業者の本件業務の遂行が不可能となった場合。

(市の債務不履行等による引渡し前の解除の効力等)

第89条 本件施設の引渡し完了前に前条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本件施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金（ただし、第68条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額を買受代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、市は買受代金を支払う義務を負わず、また、事業者は、その余剰額を市に返還しなければならない。）を事業者に支払う。市は、本件施設又はその出来形の所有権を、買受代金の支払完了をもって取得する。買受代金額は、市の査定額とするが、市と事業者の合意がある場合、第85条第3項の鑑定方式を採用することができる。なお、本件施設の一部について引渡しを完了している場合、市は、引渡し完了済みの業務に相当するサービス対価Aの額を支払う。この場合、市は、すでに本契約に基づいて得た本件施設の所有権、著作権その他の権利の一切を引き続き保有する。

2 第1項に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額とは別に事業者が増加費用又は損害が発生した場合、市は、合理的な範囲で当該増加費用及び損害を負担する。

(市の債務不履行等による維持管理期間中の解除の効力等)

第90条 維持管理期間に第88条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本件施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス対価A（当該解除時点までに履行された支払期限未到来の施設整備業務に係る対価をいう。）及びサービス対価B（当該解除時点までに履行された支払期限未到来の維持管理業務に係る対価）を支払う。

2 解除に伴う契約終了前検査等に関する第86条第3項の規定は本条の場合にも適用する。

3 事業者は、市又は市の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、市が負担する。

4 第1項とは別に事業者に発生した増加費用又は損害については第89条第2項の規定に従う。

(維持管理期間中の解除)

第91条 市は、6か月以上前に相手方当事者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項による解除の場合、その効力については第88条から前条の規定を準用する。

## 第6章 法令変更及び不可抗力

### 第1節 法令変更による契約の終了

(法令変更に伴う協議・支払等)

第92条 事業者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部について、履行をすることが不能若しくは著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、本件業務の変更内容及び増加費用並びに損害の見通しとその負担その他の必要事項（以下本章において「対応方法等」という。）につき協議しなければならない。法令変更の公布日から60日以内に市と事業者との間で上記事項について合意が成立しない場合には、市は、法令変更への対応方法等（本件施設竣工予定日及び維持管理開始予定日の変更を含む。）を決定の上、事業者に通知し、事業者はこれに従う。

2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく本件業務の履行の全部又は一部が法令に違反することとなった場合には、履行期日における当該業務の履行が法令に違反する限りにおいて当該業務の履行義務を免れるものとし、市は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払いを免れる。

3 第1項の協議又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲が増加又は減少したときは、市は次の各号のいずれかに該当する場合には当該増減額に応じてサービス対価の増額若しくは当該増加費用の負担又はサービス対価の減額を行い、それ以外の法令変更についてはこれらの措置を行わない。

(1) 本件施設の整備又は維持管理業務の対象施設の維持管理に直接関係する法令変更

(2) 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）

(3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更

(4) PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更

(5) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

(法令変更による費用・損害の扱い)

第93条 市及び事業者は、前条の法令変更があった場合においても互いに相手方当事者に発生する費用負担の増加を最小限にするよう互いに誠意を持って努力しなければならない。

2 法令変更の解釈につき、市と事業者の間で疑義が生じた場合には、前条第1項に定める協議において、両方で協議する。

(法令変更による契約の解除)

第94条 第92条第1項の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために費用を要し本事業を継続することが合理的でないとして判断した場合には、市は事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、本章第1節及び第3節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第92条第3項の規定に従う。

## 第2節 不可抗力による契約の終了

(不可抗力への初期対応)

第95条 不可抗力により本契約に基づく事業者による本件業務の全部又は一部について、履行不能若しくは著しく困難となった場合には、事業者は本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約等及び事業計画書に従った対応を行う。市又は事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう互いに誠意をもって努力しなければならない。

(不可抗力に伴う協議等)

第96条 事業者は、本契約の締結後に、不可抗力により本契約に従って本件業務の全部又は一部について履行することが、不能若しくは著しく困難となり又は軽微でない増加費用を要する場合には、その内容及び理由の詳細を直ちに市に通知し、市は事業者と対応方法等につき協議するものとする。不可抗力の生じた日から60日以内に市と事業者との間で上記事項について合意が成立しない場合には、市は、不可抗力への対応方法等（本件施設竣工予定日及び維持管理開始予定日の変更を含む。）を決定の上、事業者に通知し、事業者はこれに従う。

2 事業者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく本件業務の履行の全部又は一部が履行不能となった場合には、以降の期日における当該業務の履行義務を免れるものとし、市は当該業務の履行不能期間に対応するサービス対価の支払いを免れる。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第97条 市及び事業者は、前条の不可抗力による本件業務の全部又は一部の履行不能があった場合においても、相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう互いに誠意を持って努力しなければならない。

2 前条の不可抗力により、本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合に、事業者は本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、以下の規定に従う。

(1) 施設整備業務に関して不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本件施設用地に搬入済みの工事目的物、仮設物、工事材料又は建設機械器具にかかる合理的な増加費用額及

び損害額が同期間中の累計で、サービス対価 A（建設）（支払い済みのサービス対価 A（建設）を除き、消費税及び地方消費税を含む。以下本号において同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、不可抗力により事業者が増加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、サービス対価 A（建設）の合計の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。その他の施設整備業務に関して不可抗力が生じた場合で、事業者が生じた本事業の実施にかかる増加費用及び損害は事業者の負担とする。

(2)維持管理業務に関して不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価 B（維持管理初年度若しくは維持管理 2 年度に解除された場合は、維持管理初年度のサービス対価 B（ただし、サービス対価 B の初年度に係る期間が 12 月に満たない場合においては、初年度に係る部分を 1 年当たりの額に換算した額）。いずれも消費税等を含む。以下本号において同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。前号ただし書は本号に同じく適用し、控除後の金額について、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価 B（維持管理初年度に解除された場合は維持管理初年度のサービス対価 B）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。

3 前条第 1 項の協議結果又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲にかかる費用が減少するときは、市は当該減少に応じてサービス対価を減額するものとする。

（不可抗力による契約の解除）

第 98 条 本契約の効力発生後における不可抗力により、第 96 条の規定にかかわらず、期限内に本契約の変更について合意が得られず、かつ本契約の変更について(1)市が事業者による本契約の継続が不能又は著しく困難と判断した場合、又は(2)事業者が本契約の履行のために市が多大な費用を要し本事業を継続することが合理的でないと判断した場合、市及び事業者は協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了する場合の措置は、本章第 2 節及び第 3 節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第 97 条の規定に従う。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

## 第5章 契約の終了

(本件業務の終了に伴う引継資料等)

第77条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、市に対し、設計図書その他施設整備業務に関する書類（ただし、契約終了時点ですでに市に提出しているものを除く。また、本件施設の引渡し完了前に終了した場合、事業者が終了時点ですでに作成を完了しているものに限る。）、維持管理業務の承継に必要な引継マニュアル、申し送り事項、事業者が用いた操作要領その他の資料を事業者の費用負担により整備して引き渡さなければならない。なお、事業者は本契約の終了に際して、終了日の遅くとも6か月前までに前掲の整備された引継資料を市又は市の指定する第三者へ引き渡すとともに、業務引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

2 市は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件業務の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）し、又は第三者に使用させる権利を有し、事業者は市によるかかる資料の自由な使用が第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。

3 事業者は、第1項に基づき市に提供する資料及び前項に基づく使用が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。

(維持管理業務の承継)

第78条 市及び事業者は、維持管理期間の終了に際して、市又は市の指定する第三者に対する維持管理業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、維持管理期間満了の3年前から協議を開始する。

2 事業者は、市又は市の指定する第三者が維持管理期間終了後において、維持管理業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、前2条に規定する本件業務の終了に伴う引継ぎの手続きを行う。

3 前項に規定する手続において、市又は市の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、市は、当該増加費用及び損害を負担する。

(本件業務の終了に伴う検査及び支払い)

第79条 本件業務の終了に際し、事業者はその終了事由のいかんにかかわらず当該維持管理業務の対象となっていた本件施設の状態について業務終了に先立って市の検査及び確認を受けなければならない。市は、事業者からの求めに応じて速やかに検査の結果を通知する。

2 市は、前項の検査の結果、著しい損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びそ

の内容を示すとともに相当の期間を定めて修繕又は補修を行うよう事業者に対して請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において市の定めた期間内に当該箇所を修繕又は補修し、市の再検査を受けなければならない。ただし、市が承諾する場合には、修繕又は補修に代えて修繕又は補修に要する費用を市に支払えば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が市の指示に従ったことによる等、市の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不相当であることを知りながら市に異議を述べなかった場合は除く。）は、修繕又は補修にかかる事業者の増加費用はその合理的な範囲において市が負担する。

4 第2項にかかわらず、当該損傷又は汚損等が不可抗力による場合は、修繕又は補修にかかる費用等の負担は第97条の規定に従う。

5 市は、終了した業務に対応するサービス対価及びこれに係る消費税及び地方消費税の額の最終回の支払いを、第1項及び第2項に定める検査により修繕又は補修の必要がないこと、又は修繕又は補修の完了及び事業者による修繕又は補修費用の支払いの確認がなされた後に行うものとする。

#### （事業終了に際しての処置）

第80条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由のいかんにかかわらず、本件施設用地等内に事業者、構成企業又は協力企業等の所有又は管理する施設整備業務に係る工事材料、機械器具、仮設物、若しくは維持管理業務に係る機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、市の処置に異議を申請することができず、また、市が処置に要した一切の費用を負担する。

3 前2項にかかわらず、事業者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、市と事業者が別途合意した金額で買い取ることができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を市に移転しなければならない。また、事業者が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件について、市はその裁量により、当該物件の使用権を事業者から有償で承継することができる。この場合、事業者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権（ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。）を市に移転しなければならない。

#### （事業終了後の機能維持義務）

第81条 更新・新設対象設備は本事業期間終了時において要求水準を満足することを確

認し、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態（本事業期間終了後1年以内に修繕を要することのない状態）とすること。本事業期間終了後1年以内に要求水準を満足できなくなった場合は、事業者で修繕等を行い、機能回復を行うものとする。